

東弁2026人権第318号
2026（令和8）年9月14日

警視庁八王子警察署 署長 羽 生 一 浩 殿

東京弁護士会
会 長 石 原 修

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署に対し、下記のとおり警告致します。

記

第一 警告の趣旨

2020（令和2）年5月13日、貴署の警察官が申立人に任意同行を求めて午後2時36分に八王子警察署に到着した後、午後10時23分に逮捕されるまで、約8時間にわたる間、申立人を退去することが事実上不可能な環境においたことは、申立人の意思決定及び行動の自由を侵害するものであるといわざるを得ません。

よって今後二度とこのような行為に出ることのないよう、警告致します。

第二 警告の理由

- 一 認定した事実及び判断
別紙の通り。

二 結語

よって当会は、第一記載の通り、貴署に対し警告を致します。

以 上

1 認定した事実

(1) 2020（令和2）年5月13日、申立人は、〇〇駐車場で車中泊をしていたところ、遅くとも午後1時45分ころ、巡回中の2人の若い警察官に職務質問をされた。

申立人は、車中にキャンプ用のナイフがあったことにつき、警察官から銃刀法違反にあたると問題視され、警察署への同行を求められた。申立人は、自身はナイフを本来の目的に沿った使い方をしているのだから警察署で説明をすればすぐに誤解は解けるものと思い、自身で自動車を運転してパトカーについていく形で任意同行に応じ、八王子警察署に向かった。

(2) 調査の結果によれば、貴署の回答を前提としても、2020（令和2）年5月13日、申立人は、午後2時36分に八王子警察署に到着した後、午後2時45分から午後5時49分までの3時間以上にわたって取調べがなされ、かつその後、午後10時23分に通常逮捕がなされたものとされている。

そしてこの間、申立人は、取調べが終わった後も警察官の見張りを受けながら取調室に留め置かれ、持病の薬の服用も認められず、トイレに立ってもそれには警察官が見張り役として同行し、また、自動販売機で飲料を購入することすら制限されたことが認められる。さらに、逮捕されて留置場に移るまで、申立人には食事をする機会が一切なく、食事を取ってもよいとの説示もなかったことや、取調室から退去して帰宅してよいとか、帰宅することが可能である等の説示もなかったことが認められる。

そうすると、申立人は、遅くとも午後2時36分に八王子警察署に到着し、午後10時23分に逮捕されるまで、約8時間にもわたる間、退去をすることが事実上可能な環境にはなかったことが認められる。

2 判断

任意同行後、取調べに応じるか及び退去をするかは被疑者の自由でなければならないところ、本件において申立人にその自由があったとは認められず、貴署の捜査官の申立人に対する行為は、申立人の意思決定及び行動の自由を侵害するものであるといわざるを得ない。

以 上